

歯科医療機関における電子帳簿保存法改正

インボイス制度への対応

令和 4 年 1 月より電子帳簿保存法が改正され、電子取引データ保存が強制適用となっております。電子取引については、紙での保存は認められず、電子データを保存しなければなりません。ただし現在は宥恕期間となっておりますが、令和 6 年以降は宥恕措置が終了し原則義務化されます。

また、令和 5 年 10 月 1 日より仕入税額控除の方式である、インボイス制度が導入されます。歯科医療機関においては主たる取引対象が患者個人であるため、インボイスを要求されるケースはかなり限定的と考えられます。

いずれにおいても医院の取引先や経営状況をよく把握し、顧問税理士がいる場合はよく相談し個々に対応してください。

令和5年1月5日

歯科医療機関におけるインボイス制度への対応

公益社団法人日本歯科医師会
税務・青色申告委員会

1. インボイスとは

インボイス制度とは、令和5年10月1日から導入される仕入税額控除の方式です。

消費税の仕入税額控除の適用を受けるための要件として、一定の記載事項を具備した帳簿や請求書等の保存が必要ですが、この保存すべき請求書等の様式が適格請求書（インボイス）に変わります。令和元年10月の軽減税率制度の導入に伴い、仕入税額控除を受けるために必要とされる帳簿及び請求書等に記載すべき事項が段階的に追加されることとなりました。

令和元年9月までの従来の制度を「請求書等保存方式」といいます。

令和元年10月から、インボイス制度導入に向けた準備段階として「区分記載請求書等保存方式」が施行されています。

令和5年10月から「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）が導入されます。

インボイスとはレシートや領収書、納品書などに一定の事項が記載されたものをいいます。一定の事項とは登録番号・適用税率・税率ごとに区分した消費税額等を指します。

現行の区分記載請求書等保存方式

請求書	
〇〇歯科中	歯△△
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割りばし	550円
■月3日 牛肉 ※	5,400円
合計	43,600円
(10%対象 22,000円)	
(6%対象 21,600円)	
※は軽減税率対象	

【記載事項】

- ① 請求書発行者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税込）
- ⑤ 軽減税率の対象品目である旨
- ⑥ 請求書受領者の氏名又は名称

インボイス制度

請求書	
〇〇歯科中	歯△△ (T.1234...)
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割りばし	550円
■月3日 牛肉 ※	5,400円
合計	43,600円
10%対象 22,000円 内税	2,000円
8%対象 21,600円 内税	1,600円
※は軽減税率対象	

【記載事項】

- 区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの
- ① 登録番号
《課税事業者のみ登録可》
 - ② 適用税率
 - ③ 消費税額

図 1

インボイス制度導入以降は、インボイスではない請求書では仕入税額控除が受けられません。

仕入税額控除とは、生産、流通などの各取引段階で二重、三重に税がかかることのないよう、課税売上に係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除し、税が累積しない仕組みです。（図2）



図2

インボイスを発行する為には税務署長への登録申請書の提出が必要です。申請後、税務署が審査を行い、登録された場合は登録番号が税務署から通知され国税庁ホームページで公表されます。この登録を受けた事業者がインボイスを発行することができます。令和5年10月1日からのインボイス発行事業者の登録を受けたい場合には、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。（図3）

しかし、課税事業者でなければ税務署長の登録を受けることができずインボイスを発行することができません。したがって、免税事業者がインボイスを発行する為には課税事業者になる必要があります。

インボイス登録申請のスケジュール

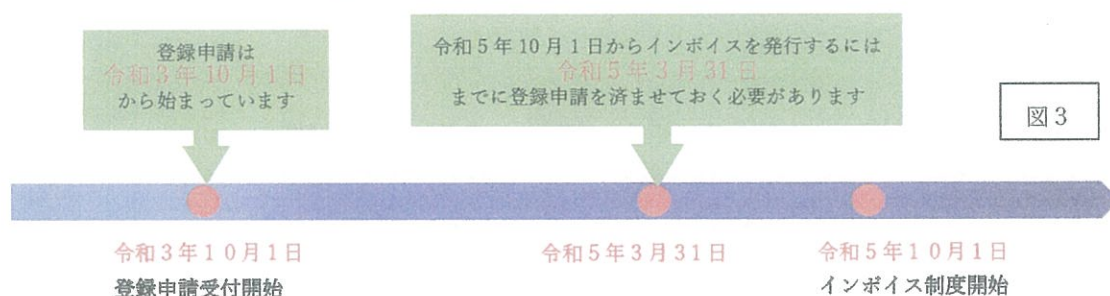


図3

2. 歯科医療機関への影響

(1) 売上取引への影響

歯科医療機関においては主たる取引対象が個人であるため、インボイスを要求されるケースはかなり限定的であると考えられます。ただし事業所検診等、課税事業者との取引がある場合はインボイスを要求されることが想定されます。

歯科医療機関において事業者に対する課税売上で想定されるケースとして

- ・ 企業から社員の健康診断を受託している
- ・ 企業が費用を負担して社員に業務上必要な検査を受けさせる
- ・ 医療機関が企業から産業医報酬を受け取っている

等が考えられます。

事業者との売上取引がある場合はインボイス発行事業者への登録を検討しますが、免税事業者と課税事業者では対応が異なります。

① 免税事業者の場合

歯科医療機関の 56%は免税事業者です。インボイスは課税事業者でなければ発行できないため、免税事業者がインボイスを発行する為には課税事業者となる必要があります。しかし、課税事業者となれば税負担や納付に係る事務的な負担が増大します。

仮に免税事業者がインボイス発行事業者となった場合、その課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下となった場合でも免税事業者には戻りませんのでご注意ください。

免税事業者が課税事業者となってインボイス発行事業者の登録を行った場合と、免税事業者のままインボイス発行事業者にならなかった場合のメリット・デメリットを示します。(図4)

選択肢	メリット	デメリット
課税事業者となりインボイス発行事業者になる	取引相手の事業者は仕入税額控除を行うことができるため取引を維持できる可能性が高い	消費税納付分の利益が減少する 消費税の申告、納付等の事務的な負担が増える
免税事業者のままインボイスの発行は行わない	引き続き消費税の納付は不要	取引相手の事業者は仕入税額控除を行うことができないため取引の条件を見直される可能性がある

図4

② 原則課税事業者・簡易課税事業者の場合

原則課税事業者・簡易課税事業者はインボイス発行事業者として登録を受けることができます。従って、インボイスの発行を求められた場合は登録を行えば、納付税額や事務的な負担が増えることなくインボイスの発行を行うことができます。ただし、課税事業者であってもインボイスを発行する機会がなければインボイス発行事業者となる必要はありません。

課税事業者がインボイス発行事業者の登録を行った場合と、インボイス発行事業者にならなかった場合のメリット・デメリットを示します。(図5)

選択肢	メリット	デメリット
インボイス発行事業者になる	取引相手の事業者は仕入税額控除を行うことができるため取引を維持できる可能性が高い	登録申請の手間がかかる 請求書の追記事項が増えるため事務的な負担が増える インボイスを保存する必要がある
インボイスの発行は行わない	登録申請の手間がかからない 従来の請求書を使用できる インボイスを保存する手間がかからない	取引相手の事業者は仕入税額控除を行うことができないため取引の条件を見直される可能性がある

図5

事業者に対して課税売上有る歯科医療機関は僅かと思われませんが、該当する場合は顧問税理士さんと相談し、インボイス発行事業者として登録すべきか慎重に検討し判断する必要があります。

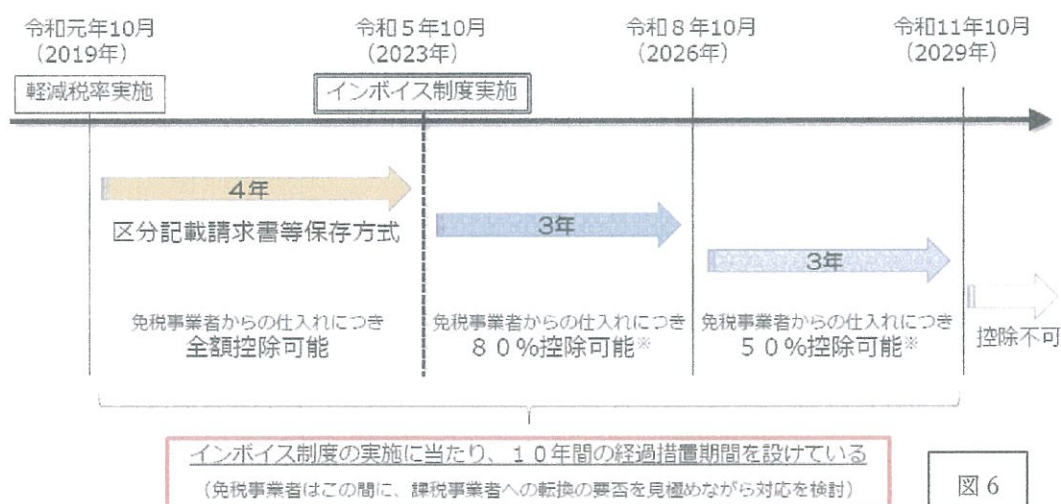
また、インボイス発行事業者には原則、以下の義務が課されます。

- ・インボイスの交付
取引の相手方（課税事業者）の求めに応じて、インボイスを交付する。
- ・返還インボイスの交付
返品や値引き等、売り上げにかかる対価の返還等を行う際に返還インボイスを交付する。
- ・修正したインボイスの交付
インボイスに誤りがあった際に修正したインボイスを交付する。
- ・写しの保存
交付したインボイスの写しを保存する。

(2) 仕入取引への影響

免税事業者や、簡易課税事業者は仕入税額控除を行わないためインボイスは不要です。しかし、**原則課税事業者においては仕入税額控除を行うためには令和5年10月1日よりインボイスが必要となります。**仕入税額控除の要件として一定の事項を記載した帳簿及びインボイスなどの請求書等の保存が必要となり、課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間保存する必要があります。

仕入取引ではこの原則課税事業者における事業者間取引が問題となります。取引先の事業者がインボイスを発行できない場合は仕入税額控除ができません。歯科医療機関において考えられるケースは歯科技工所への委託です。歯科技工所は個人で経営されていることも多く、その場合は免税事業者であることも想定されます。免税事業者であればインボイスを発行できず原則課税の歯科医療機関は仕入れ控除ができません。ただし、一定の期間は仕入税額控除相当額の一定の割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。(図6)



取引相手が課税事業者であってもインボイス発行事業者として登録していないことも想定されます。令和5年10月1日から仕入税額控除を行うために取引相手のインボイス発行事業者登録の有無を確認することが必要です。国税庁ホームページの適格請求書発行事業者公表サイトから登録の有無を確認することができます。

<https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/>

また、取引先が免税事業者の場合、インボイス発行事業者になる予定があるか確認が必要です。免税事業者のようなインボイスを発行できない事業者から

仕入を行なっている原則課税事業者は今後、以下のような対応が考えられます。

- ・インボイス発行事業者になることを提案
- ・条件を変えずに取引
- ・価格や取引条件を見直す

仕入れ税額控除ができない分の価格の見直しや、取引条件の見直しを行う際は双方が納得した上で行うよう注意が必要です。仕入れ税額控除ができないことを理由に立場の強い事業者が立場の弱い事業者に対して値下げを強要することは、独占禁止法に抵触する可能性があります。中小企業庁が独占禁止法等により問題となる行為について公表していますのでご参考にしてください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/invoice/qa.html>

3. 令和5年度税制改正大綱における改正点

令和5年度税制改正大綱にてインボイスにおける改正点がいくつか盛り込まれました。

① 2割特例

免税事業者がインボイス登録のために課税事業者となった場合、税負担・事務負担を軽減するため納税額を売上税額の2割に軽減する3年間の負担軽減措置を講ずることとなりました。歯科医療機関では簡易課税制度を選択した場合はみなし仕入れ率は50%となっておりますが、この制度を利用すればみなし仕入れ率が80%である場合の簡易課税制度と同じ計算方法となります。事前申告の必要はなく確定申告時に適用するかを選択が可能です。

② 少額特例

基準期間の課税売上が1億円以下である事業者においては1万円未満の少額取引についてはインボイスの保存がなくても帳簿のみで仕入れ税額控除を可能とする特例が新設されます。ただしインボイス制度施行から6年間の時限的措置となっておりますのでご留意ください。

③ 令和5年3月31日以降の申請の緩和

令和5年10月1日の制度開始からインボイスを発行したい場合は原則として令和5年3月31日までに申請をする必要があります。現行では3月31日を過ぎる場合は「3月までの申請が困難な事情」を記載することで10月1日に登録したものとみなす措置がとられています。しかし、事業者の準備が遅れていることなどを踏まえて、申請書に「困難な事情」の

記載は求めず 4 月以降も登録申請を可能とする対応を取る予定となっています。

インボイスの改正点については以下のホームページのリーフレットをご参照ください。

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/invoice.pdf

4. 最後に

インボイス制度が導入されるにあたり、その対応は主たる売上対象が個人か事業者かで大きく異なります。また、免税事業者・簡易課税事業者・原則課税事業者それぞれにおいても異なります。医院の取引先や経営状況をよく把握し、**顧問税理士がいる場合はよく相談し対応するようにしてください。**

また、国税庁のホームページでもインボイスについての情報を公開しておりますのでご参考にしてください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

電子帳簿保存法改正のお知らせ

令和4年1月1日から施行

公益社団法人日本歯科医師会
税務・青色申告委員会

1 電子帳簿保存法とは

納税者の文書保存に係る負担軽減を図る観点から、帳簿や国税関係書類の電磁的記録等による保存を可能とする制度です。電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく次の3種類に区分されています。

《区分1》電子帳簿等保存 《区分2》スキャナ保存 《区分3》電子取引データ保存

ただし、改ざんなど課税上問題となる行為を防止する観点から、保存方法等について、真実性・可視性の確保に係る一定の要件が設けられています。

電子帳簿保存法はその形態によって次の3つに大きく分類

電子保存の形態	対象となる書類	保存方法
1. 電子帳簿等保存 自己が最初から一貫してPCで作成したデータの保存	帳簿 総勘定元帳 売上帳 等 書類 決算書・請求書 領収書の控え等	電子データまたは出力した紙 (任意)
2. スキャナ保存	受領した契約書・領収書と自己 が作成した同書類の発行控え	スキャンした電子データまたは 出力した紙 (任意)
3. 電子取引データ保存	電子的にやり取りされた契約 書・請求書・領収書等	電子データ (強制適用)

強制適用

●電子取引データ保存のみ強制適用になるので、この点のみ以下に解説します。

2 電子取引データ保存の義務化について

インターネットのショッピングサイトで医院の備品の購入や、電子メールで見積書を受領したご経験のある方は多いかと思われます。このようなやりとりを**電子取引**といますが、従来は電子取引における領収書や請求書等は、プリントアウトした書面を保存することでデータの保存に変えることができました。しかし、今般の電子帳簿保存法改正後、具体的には令和4年1月1日以降にやりとりした電子取引データについてはプリントアウトしたものを保存していても申告所得税・法人税との関係では保存義務が果たされていることにはならず、電子データそのものを適切に保存する必要があることになりました。

すなわち令和4年1月1日以降に行う電子取引については、紙での保存は認められず、電子データを保存しなければなりません。紙に印刷してもその代わりにはなりません。

ただし、紙で受領した領収書や請求書は紙のまま保存していただいて問題ありません。あくまで、データで受領したものはデータのまま保存しなければならず、印刷した紙で保管しても証拠とはならないということです。

令和4年1月1日から2年間は、電子取引があった際にやむを得ない事情で保存要件を満たしていない場合でも、税務職員の求めに応じてデータの出力書面を提出できる状態であれば、保存要件を満たしていなくてもデータの保存をすることができる有恕期間となっています。ただし、令和6年以降は有恕措置が終了し原則義務化されますのでご注意ください。

データでもらった領収書や請求書等とは・・・

1. 電子メールにより請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）を受領
2. インターネットのホームページからダウンロードした請求書や領収書等のデータ
3. （PDFファイル等）又はホームページ上に表示される請求書や領収書等のスクリーンショットを利用
4. 電子請求書や電子領収書の授受に係るクラウドサービスを利用
5. クレジットカードの利用明細データ、交通系ICカードによる支払データ、スマートフォンアプリによる決済データ等を活用したクラウドサービスを利用
6. 特定の取引に係るEDIシステムを利用
7. ペーパーレス化されたFAX機能を持つ複合機を利用
8. 請求書や領収書等のデータをDVD等の記録媒体を介して受領 等

電子取引によるデータの保存義務の対象となるのは**契約書や見積書、発注書、請求書、領収書、送り状など、電子取引の取引情報に関わるすべての書類が保存の範囲に含まれます**。受け取ったデータを仮に紙で受領していた場合に保存すべきものであれば、それは保存すべきデータということになります。

3 データ保存の要件

データの保存はただ保存しておけばいいということではなく、大きく2つの要件を満たす必要があります。それが、1) 真実性の要件と 2) 可視性の要件 です。

1) 真実性の要件

まず、真実性の要件ですが以下の①～④のうちいずれかに対応する必要があります。

- ① タイムスタンプ付与済みの電子取引データを授受する
- ② 取引データ授受後2ヶ月以内にタイムスタンプを付与する
- ③ 訂正削除ができない、または訂正削除履歴が残るシステムで管理する
- ④ 正当な理由がない訂正削除の防止に関する事務処理規程を設けその規程に沿った運用をする
※タイムスタンプとは、ある時刻にその電子データが存在し、それ以降の改ざんがないことを証明する技術

①、②のタイムスタンプですが、認定業者と契約する必要があり当然コストがかかります。

③の訂正削除履歴が残るシステムは専用の会計ソフトを用いることとなります。こちらもコストがかかります。

④の事務処理規程を設けるのですが、規程のサンプルが国税庁ホームページの電子帳簿保存法に関するページ内で示されていますので参考にしてください。

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/0021006-031.htm>

こちらは規程を作成するだけでコストはかかりません。

2) 可視性の要件

次に可視性の要件ですが、以下の2つの要件を満たすこととされています。

- ① 保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと
- ② 検索機能を確保すること

①は保存したデータを速やかに出力できるようにパソコンやモニター、プリンターなどを操作説明書をつけて設置するということです。

②の検索機能の確保とは次の要件を満たす検索機能を確保してデータを保存することです。

- (1) 取引などの日付・金額・相手方で検索ができること
- (2) 日付・金額について範囲を指定して検索ができること
- (3) 日付・金額・相手方を組み合わせて検索ができること

ただし、税務署の職員のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、(2)と(3)は不要とされています。

※個人事業主なら前々年、法人なら前々事業年度の売上高が 5,000 万円以下の事業者では、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしていれば、“検索要件の全てが不要”という特例が設けられています。ただし、この売上高については、国税庁からの回答では課税売り上げではなく“総売り上げ”で判断するとのこと。つまり、社会保険診療報酬も含めた売上高になりますので検索要件をつけて保存するべきか否かはそれぞれの医療機関の経営状況により異なります。また、電子取引データを書面に出力し取引年月日、その他日付及び取引先ごとに整理されていれば検索要件は不要となりました。

4 データ保存の具体的対応

それでは具体的にどのように対応すれば良いのか、例を挙げてご説明します。

1) 真実性の要件 2) 可視性の要件 を満たした上でデータの保存をする必要があります。

対策案 1) 専用の市販ソフトを使う

電子取引データ保存に対応した市販ソフトがありますのでそちらを使用すればデータを保存・管理をすることができます。多様な市販ソフトがありますので基準を満たしているか不明な場合は公益社団法人日本文書情報マネジメント協会、通称 JIIMA が実施している認証制度“JIIMA 認証”を参考にしてください。JIIMA 認証を受けた市販ソフトであれば要件を満たしていることになります。

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会ホームページ

電子取引ソフト法的要件認証製品一覧

<https://www.jiima.or.jp/certification/denshitorihiki/list/>

- ・メリット
 - 多量のデータを管理できる。
 - 簡便
- ・デメリット
 - ソフトの購入・維持費がかかる

対策案 2) 自分でファイルに名前をつけて管理する

検索項目である日付・金額・相手方を一定のルールの下で各ファイル名として設定することでフォルダに標準的に備わっている検索機能が活用できるようにする方法です。

まず真実性の要件を満たすために国税庁のホームページの電子帳簿保存法に関するページから

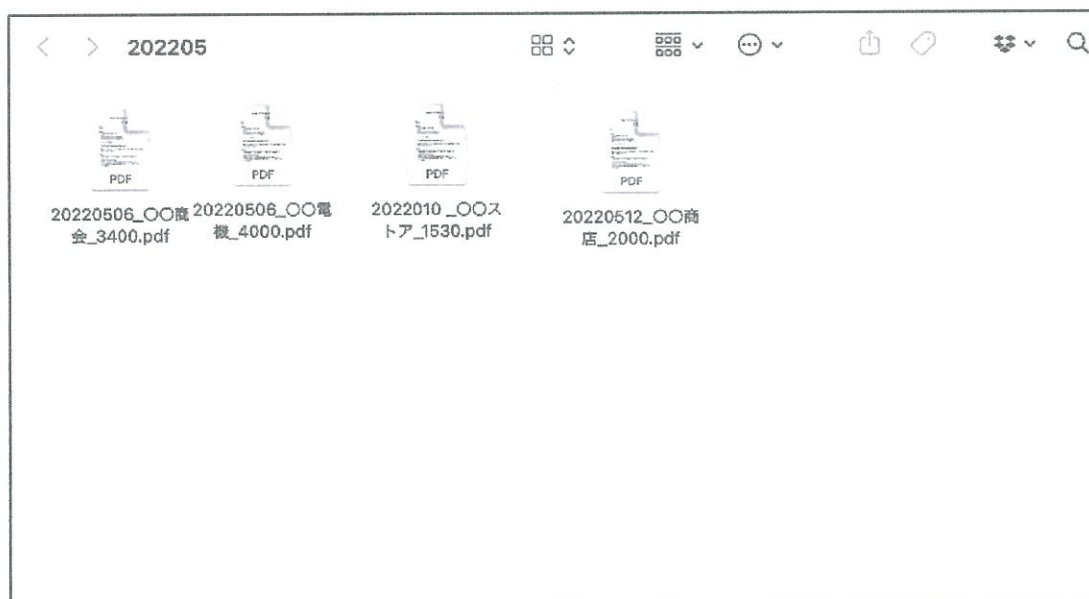
事務処理規程のサンプルをダウンロードし、各々の医院に沿った事務処理規程に作成し直して保管します。

データで受領した領収書・請求書等のファイルにそれぞれ名前をつけます。

例えば・・・

2022年5月12日に〇〇商店で2000円の物品を購入して領収書を受領した場合

- ① 20220512_〇〇商店_2000 という名前をつけたファイルを作成
- ② 日付別に作成したフォルダーで管理



- ・メリット
コストがかからない
- ・デメリット
ファイルの管理が面倒
1つの取引ごとにファイルを作成しなくてはならない

対策案3) 表計算ソフトを用いる

表計算ソフトなどで索引簿を作成しておき、表計算ソフトなどの機能を使って検索できるようにしておく方法です。

まず真実性の要件を満たすために国税庁のホームページの電子帳簿保存法に関するページから**事務処理規程のサンプル（巻末資料）**をダウンロードし、各々の医院に沿った事務処理規程に作成し直して保管します。

表計算ソフトに、取引データに係る日付・金額・取引先の情報を入力して一覧表を作成します。

また、表計算ソフトの一覧表に通し番号を付けて、領収書・請求書等の取引データとリンクさせ、一覧表から取引データを検索できるようにする必要があります。

連番	日付	金額	取引先	備考
①	20210131	110,000	株式会社	請求書
②	20210210	330,000	国税工務店株式会社	注文書
③	20210228	330,000	国税工務店株式会社	領収書
④				
⑤				
⑥				
⑦				
⑧				

（出典：国税庁 電子帳簿保存法 Q&A（一問一答）【電子取引関係】 問 33）

・メリット

コストがかからない

・デメリット

索引簿の作成が面倒

ハイパーリンクなどの方法が複雑

1つの取引ごとにファイルを作成しなくてはならない

以上、電子取引データ保存について対策案を3つほどあげて説明させていただきました。実際は自院において領収書・請求書等をデータで受領するような取引がどれほどあるかで対策は変わってきます。このような取引が多数ある場合は、ファイルに名前をつけて管理するのは事務的負担が大きいいため、市販の会計ソフトを利用するのも良いかと思われます。一方、このような取引がごく少数である場合は費用対効果が悪いいため、コストのかからないファイルに名前をつけて管理するという方法を取られても良

いかと思われます。また売上が 5,000 万円以下の医院では検索要件が不要となります。自院の経営状況や取引内容をよくご確認の上、それぞれ対策を練っていく必要があります。顧問会計士・税理士がいる場合はよくご相談してください。

5 令和 6 年以後の猶予措置について

令和 5 年度税制改正大綱の 103 ページに「電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかつたことについて相当の理由がある保存義務者に対する猶予措置」という記載があります。

電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかつたことについて相当の理由がある保存義務者に対する猶予措置として、申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引につき、納税地等の所轄税務署長が当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかつたことについて相当の理由があると認め、かつ、当該保存義務者が質問検査権に基づく当該電磁的記録のダウンロードの求め及び当該電磁的記録の出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。）の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている場合には、その保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができることとする。

（注）上記の改正は、令和 6 年 1 月 1 日以後に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録について適用する。

現在は 2 年間の有恕期間となっておりますが、保存要件に従って保存をすることができないことについて**相当の理由がある保存義務者に対しては令和 6 年 1 月 1 日以降も電子取引データの保存義務が猶予されることとなりました。**所轄税務署長が相当の理由があると認め、税務調査の際にダウンロードの求めに応じかつ整然とした形式及び明瞭な状態で出力された書面の提示または提出の求めに応じられる場合とされていますがどのようなケースが「相当な理由」に該当するのかは不明確なため、電子取引をしておりデータの保存義務があるようであれば、**有恕措置が終了する令和 5 年 12 月 31 日までに環境を整えておく必要があります。**

- 電子帳簿保存法改正については非常に複雑で判りにくいところがありますので、会員の先生方は勿論のこと、各歯科医師会においても顧問税理士等にご相談下さい。